

# 医師国保からのお知らせ

～平成25年度分国民健康保険料および減額申請手続き等～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在当組合の財政状況は、2年連続約20%保険料引き上げや給付内容の変更を実施し、24年度においては実質収支約1億4000万円の黒字を見込んでおりますが、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護給付費納付金の増加により25年度には再び赤字になると試算しており、引き続き大変厳しいものとなっております。

2月21日に開催いたしました通常組合会において、平成25年度事業計画および予算につき審議の結果、後期高齢者支援金、介護給付費納付金とそれに対する保険料収支の均衡について24年度では赤字となるため、収支均衡を図りながら全体の実質収支で赤字が出ないように約5%保険料（後期高齢者支援金賦課・介護納付金賦課）を引き上げることを決定いたしました。これにより、平成25年度の保険料については、次のとおり改正することとなりましたので、お知らせいたします。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、保険料減額の適用、申請方法（次ページ以降）についても併せてお知らせいたしますので、適用を希望される方（新規・継続とも）は、ご申請願います。 敬具

## 1. 平成25年度分（平成25年4月～平成26年3月）国民健康保険料について

国民健康保険料（月額）は、次の（1）～（3）の合計額です。

（1）基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額の計（従来の「医療分保険料賦課額」）

ア. 75歳未満の組合員（被保険者である組合員）	26,600円
イ. 組合員の世帯に属する被保険者一人につき	11,200円
ウ. 75歳未満の准組合員（被保険者である准組合員）一人につき	13,300円
エ. 准組合員の世帯に属する被保険者一人につき	11,200円

（2）介護納付金賦課額

40歳以上65歳未満の被保険者（＝介護保険第2号被保険者）一人につき	3,700円
------------------------------------	--------

（3）後期高齢者賦課額（広域連合に納付する後期高齢者医療制度の保険料とは別のもの）

ア. 75歳以上の組合員（被保険者資格のない組合員）	5,000円
イ. 75歳以上の准組合員（被保険者資格のない准組合員）一人につき	1,000円

## 2. 保険料の減額申請について（手続き方法は次ページ以降をご参照ください）

組合員の前年分の総収入金額が**2,500万円未満**であり、かつ、**所得税の課税される所得金額が400万円未満**である場合には、申請に基づき、組合員およびその家族の保険料を減額します。准組合員およびその家族は適用されません。

## 3. 70～74歳の被保険者等に係る一部負担金の軽減特例措置実施について

70～74歳の被保険者（現役並み所得者を除く）の医療費の一部負担割合は、法令上2割ですが、平成25年3月末日までは軽減特例措置として1割とされておりました。平成25年4月1日以降もこの措置を継続し、平成26年3月末日まで軽減特例措置として1割に据え置かれることとなりました。

【送付先・お問合せ】大阪府医師国民健康保険組合

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町二丁目1番20号（大阪府医師協同組合別館2階）

TEL (06) 6761-8096 FAX (06) 6761-0596

# 平成 25 年度保険料の減額申請について

平成 24 年分の総収入金額が 2,500 万円未満であり、かつ、所得税の課税される所得金額が 400 万円未満の組合員は、申請により、当該組合員本人およびその世帯に属する被保険者の保険料を減額します。准組合員およびその世帯に属する被保険者は減額の対象となりません。（総収入金額は、株売買等による場合など一時的に収入として計上される金額をも含めた合計収入です。）減額保険料額および減額申請の方法は次のとおりです。

## ■ 減 額 保 険 料（月 額）（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

※組合員の総収入金額が 2,500 万円未満、かつ、課税される所得金額が 400 万円未満の場合に適用

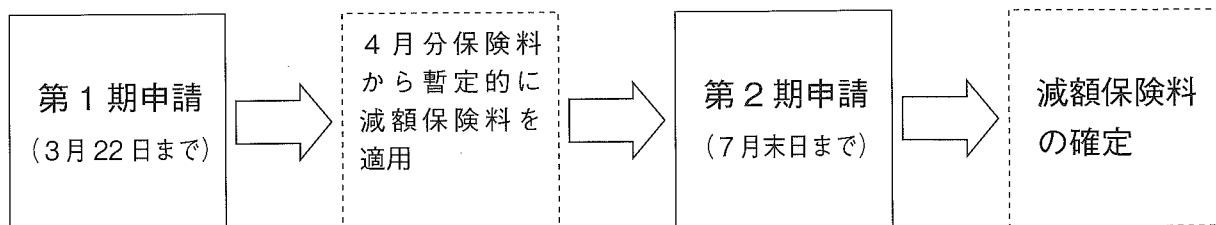
区分 課税所得金額	基礎賦課額および後期高齢者支援金賦課額合計 (従来の医療分保険料賦課額)		介護納付金賦課額	後期高齢者賦課額
	75 歳未満組合員	組合員の世帯に属する 被保険者		75 歳以上組合員
300 万円を超え 400 万円未満の者	24,100 円	11,200 円	3,700 円	3,000 円
200 万円を超え 300 万円以下の者	19,300 円	11,200 円	3,700 円	
100 万円を超え 200 万円以下の者	14,400 円	9,400 円	2,900 円	
100 万円以下の者	9,400 円	5,500 円	2,000 円	
0 円の者	5,700 円	3,300 円	1,100 円	

## ■ 保 険 料 減 額 申 請 の 方 法

保険料の減額を希望される方（新規、継続とも）は、次の申請手順により 2 回にわたり書類を提出していただく必要があります。第 1 期と第 2 期の申請により保険料の減額を確定することとなりますので、必ず期日までにそれぞれ申請要領（3 ページ参照）の書類を提出してください。

減額の適用は、前年の所得を基準に判定しますので、24 年度において、減額の適用となった方が、25 年度においても減額の継続を希望される場合には、あらためて申請していただく必要があります。

### < 申請手順と減額保険料の適用時期 >



(注 1) 保険料の減額適用は 4 月からとなりますが、第 1 期の申請期日を過ぎて申請された場合は、5 月以降（申請受付日の翌月から）の適用となります。

(注 2) 第 1 期の申請により総収入金額、課税される所得金額を、また第 2 期の申請により確定後の所得金額を確認し、減額保険料を確定させていただくこととなります。

(注 3) 7 月以降に申請される場合は、第 1 期、第 2 期の申請を同時にしてください。